

渋谷区告示第百十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十八条第四項により、次のマンション建替組合の解散を認可した。

令和元年五月二十日

渋谷区長 長谷部 健

- 一 解散するマンション建替組合の名称  
宇田川町住宅マンション建替組合
- 二 事務所の所在地  
東京都新宿区西新宿二丁目三番一号
- 三 施行再建マンションの敷地の区域  
東京都渋谷区宇田川町九四番九
- 四 理由  
右マンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 五 認可日

令和元年五月二十日